

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問及び意見書(第二次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問・意見	質問又は意見の内容	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	設備計画	36	第2	4	11	①	エ			基本条件	電気、給排水等の引込負担金について、第2期展示場及び立体駐車場に関して、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	本事業範囲内であり、PFI事業者にて負担してください。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問及び意見書(第二次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問・意見	質問又は意見の内容	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a				項目名
1	サービス対価 内容 SPC開業費用	48		1	(1)						質問	表中におけるサービス対価A-2[サービス対価の算定対象]④にて、『設計・建設期間に必要なその他の金額(建中金利含む)』と記載がありますが、SPC開業に伴う諸経費は、サービス対価A-1費用の様式4-3-2の内訳へ記入することよろしいでしょうか。 SPCの開業は、最もはやく供用開始する駐車場の供用開始日であると想定しているためです。	SPC開業に伴う諸経費は、様式4-3-2「SPC開業費用」へ記入をお願いします。 事業契約書(案)を修正します。
2	サービス対価 内容 SPC運営費	48		1	(1)						質問	SPC設立から統括管理業務を行うため、SPC運営費(SPC開業に伴う諸経費)が発生する予定です。駐車場供用開始日までのSPC運営費は、サービス対価A-1費用の様式4-3-2の内訳へ記入することよろしいでしょうか。(駐車場供用開始日からのSPC運営費は、サービス対価B-1の様式4-3-7の内訳へ記入します。)	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)を修正します。 なお、立体駐車場の初期整備に係る対価(サービス対価A-1)の算定対象である、「設計・建設期間に必要なその他の金額」に、駐車場供用開始日までのSPC運営費は含まれます。
3	サービス対価 支払回数 A-1	49		1	(2)	①	ア	(ア)			質問	サービス対価A-1の支払回数は、第1回目の支払を含めて「元利均等返済で全64回」ではないでしょうか。 第1回目の支払を2020年6月末日に行うとして、その後、2020年9月末日、2020年12月末日のように第2回支払、第3回支払と続けてゆくと、2036年3月末日に第64回目の支払を迎えます。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)を修正します。
4	サービス対価 支払回数 A-2	50		1	(2)	①	イ	(ア)			質問	サービス対価A-2の支払回数は、第1回目の支払を含めて「元利均等返済で全61回」ではないでしょうか。 第1回目の支払を2021年3月末日に行うとして、その後、2021年6月末日、2020年9月末日のように第2回支払、第3回支払と続けてゆくと、2036年3月末日に第61回目の支払を迎えます。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)を修正します。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問及び意見書(第二次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問・意見	質問又は意見の内容	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a				項目名
5	サービス対価 基準金利 LIBOR廃止の 可能性 A-1対価	49		1	(2)	①	ア	(ア)			質問	引渡日の2営業日前のLIBOR基準レートで、A-1対価の支払金利が確定することになっていますが、LIBORの対象であるホールセールは無担保資金市場における取引が十分でないことから、LIBORの継続性には重大な疑念があるため、貴市、SPC及び金融機関との間で同一の基準金利を採用する目的で、落札者の決定後に、事業契約書の変更協議をして頂けないでしょうか。また、もしLIBORが廃止される等した場合、本事業に直接の影響を及ぼすことになるものと思料致しますので、SPCに追加費用が発生した場合は、貴市にご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	LIBORは、金融機関の資金調達コストの目安となっており、国際金融取引の基準値としても利用されていることから、国内のPFI事業の基準金利として最も広く採用され、福岡市のPFI事業においてもLIBORを採用しております。今後、LIBORの廃止等がなされた場合は、事業者と協議のうえ、決定します。
6	サービス対価 基準金利 LIBOR廃止の 可能性 A-2対価	50		1	(2)	①	イ	(ア)			質問	引渡日の2営業日前のLIBOR基準レートで、A-2対価の支払金利が確定することになっていますが、LIBORの対象であるホールセールは無担保資金市場における取引が十分でないことから、LIBORの継続性には重大な疑念があるため、貴市、SPC及び金融機関との間で同一の基準金利を採用する目的で、落札者の決定後に、事業契約書の変更協議をして頂けないでしょうか。また、もしLIBORが廃止される等した場合、本事業に直接の影響を及ぼすことになるものと思料致しますので、SPCに追加費用が発生した場合は、貴市にご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	LIBORは、金融機関の資金調達コストの目安となっており、国際金融取引の基準値としても利用されていることから、国内のPFI事業の基準金利として最も広く採用され、福岡市のPFI事業においてもLIBORを採用しております。今後、LIBORの廃止等がなされた場合は、事業者と協議のうえ、決定します。

福岡市第2期展示場等整備事業「官民対話の結果(平成30年4月9日公表)」に関する質問及び意見書(第二次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問・意見	質問又は意見の内容	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a				項目名
1	H30年度税制改正 (2018年3月28日 成立,同年4月1日 施行)における、延 払基準特例の廃 止	2		5						No.5-4	質問	官民対話の結果(平成30年4月9日公表)におけるNo.5-4で言及された法案が、2018年3月28日に成立となり、2018年4月1日から施行となりました。この【長期割賦販売等に関わる延払基準の廃止】による収益認識によって、SPCにサービス対価受領に先行して仮受消費税が発生することで、2018年2月26日公告時に想定されていたSPCの納税スケジュールが前倒しになる事態となり、資金借入れに伴う利息負担が増えてしまいます。そのため、①入札日迄の期間(事業者の入札手続きに影響を及ぼさない時期)における予定価格の変更、②落札者決定日から事業契約締結日又は締結後(金融機関からの借入れ計画に影響を及ぼさない時期)における支払金額及びスケジュールの変更、③その他の対応等により、当該増加費用につきご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	①については、予定価格を変更する予定はありません。入札価格の算定においては、改正前の所得税法等及び地方税法等に基づいて行うようお願いします。 ②、③については、支払方法につきましては、事業者と協議の上、決定するものとなりますが、「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)」に基づき改正された消費税法の影響により利息負担が発生した場合は、原則事業契約書(案)別紙7の②に該当するものと考えており、事業契約書(案)第74条に基づきサービス対価を変更します。後日、入札説明書等を修正し、具体的な内容をお示しする予定です。